

令和6年度
岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部
本部会資料

資料

- 1 岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部設置要綱改正（案）・・・・・・・・・・ 1
- 2 第六次薬物乱用防止五か年戦略の概要（国策定）・・・・・・・・・・ 2
- 3 岡山県における第六次薬物乱用防止五か年戦略（案）・・・・・・・・・・ 3
- 4 岡山県における第五次薬物乱用防止五か年戦略・・・・・・・・・・ 4
- 5 岡山県における第五次薬物乱用防止五か年戦略
 令和5年度実施結果・・・・・・・・・・ 5
- 6 岡山県における第六次薬物乱用防止五か年戦略
 令和6年度実施計画・・・・・・・・・・ 21

岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 覚醒剤等薬物乱用対策について関係諸機関相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1）薬物乱用防止五か年戦略に関すること
- （2）覚醒剤等薬物乱用防止に関する啓発・指導
- （3）覚醒剤等薬物乱用防止に関する情報交換及び相互連絡
- （4）その他覚醒剤等薬物乱用対策に関する必要事項

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、県警察本部長及び県保健医療部長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。
 - （1）国の出先機関の職員
 - （2）関係団体の役職員
 - （3）学識経験者
 - （4）県の職員
 - （5）その他本部長が適当と認める者

（職務）

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 本部会は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部員は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、その相当と認める者を代理人として出席させることができる。

（庶務）

第6条 本部の庶務は、県保健医療部医薬安全課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年8月 薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた5つの視点

・大麻乱用期への総合的な対策の強化 ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化 ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化 ・国際的な人の往来増加への対応強化 ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標 1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

<大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知>

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

<国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化>

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資料への反映

<デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化>

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づき情報の広報・啓発資料への反映による内容の充実

目標 2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

<関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施>

- 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
- 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進

<治療等を提供する医療機関等の充実・強化>

- 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
- 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実

<大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討>

- 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
- 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標 3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

<薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進>

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

<巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り>

- サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
- 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り

<新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制>

- 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
- 未規制物質等の迅速な指定の推進

目標 4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

<密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化>

- 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
- 合同取締訓練実施による取締り体制の連携・能力向上

<大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化>

- コントロール・デリバリー捜査の積極的な活用
- 関係機関による捜査手法の共有及び連携強化

<国際的な人の往来増加への対応としての水際対策>

- ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

目標 5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

<各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化>

- 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
- 国際機関等との情報共有体制の強化

<我が国の薬物乱用政策の積極的発信>

- 国際的な理解獲得のための積極的な発信
- 国連薬業委員会等への参加を通じた諸外国との連携

<海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化>

- 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
- 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

※項目は主なものを記載

岡山県における第六次薬物乱用防止五か年戦略（案）

基本理念

各関係機関・団体の協力のもと、薬物乱用を拒絶する県民意識の醸成を図るとともに、薬物汚染のない環境づくりを進める。

戦略1：啓発関係

青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

戦略の方向性：若年層に広がる大麻等違法薬物の乱用未然防止及び若年層の市販薬乱用（オーバードーズ）対策

- ① 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実 (←①)
- ② 有職・無職少年に対する啓発の強化 (←②)
- ③ 国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者に対する
広報・啓発活動の推進 (←④)
- ④ 県民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発活動の推進 (←③⑤⑥)

戦略2：取締関係

- ・国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止
- ・水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
- ・国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

戦略の方向性：サイバー空間を利用した薬物密売への対処及び多様化する乱用薬物等に関する監視指導・取締の強化並びに医薬品の適正販売に関する監視指導の強化

- ① 暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売対策の推進 (←①②③)
- ② 薬物犯罪収益対策の推進 (←②)
- ③ 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応 (←④)
- ④ 大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底 (←⑤)
- ⑤ 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進 (←⑥)
- ⑥ 正規流通麻薬、向精神薬、濫用等のおそれのある医薬品等に
対する監督強化 (←⑦)
- ⑦ 密輸等に関する情報収集の強化 (←⑧)
- ⑧ 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築 (←⑨)
- ⑨ 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底 (←⑩)
- ⑩ 国際的な人の往来の増加に向けた訪日外国人に対する広報・
啓発活動の推進 (←⑪)
- ⑪ 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止 (←⑫)
- ⑫ 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握 (←⑬)
- ⑬ 国際会議・国際枠組への積極的な参画 (←⑭)
- ⑭ 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化 (←⑮)

戦略3：治療・支援関係

薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

戦略の方向性：関係機関、民間団体の連携強化による息の長い支援

- ① 薬物依存症者等への医療提供体制の強化 (←①)
- ② 刑事司法関係機関等が連携した社会復帰に繋げる息の長い指
導・支援の推進 (←②)
- ③ 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実 (←③)
- ④ 薬物依存症に関する正しい理解の促進 (←④)
- ⑤ 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラム
に関する研究の推進 (←⑤)

岡山県における第五次薬物乱用防止五か年戦略

基本理念

各関係機関・団体の協力のもと、薬物乱用を拒絶する県民意識の醸成を図るとともに、薬物汚染のない環境づくりを進める。

戦略1：啓発関係

青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- ① 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実
- ② 有職・無職少年に対する啓発の強化
- ③ 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化
- ④ 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進
- ⑤ 広報・啓発の強化
- ⑥ 広報・啓発活動による効果検証の推進

戦略2：取締関係

・薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止
・水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
・国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- ① 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化
- ② 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進
- ③ 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化
- ④ 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応
- ⑤ 薬物乱用者に対する取締りの徹底
- ⑥ 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進
- ⑦ 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化
- ⑧ 密輸等に関する情報収集の強化
- ⑨ 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築
- ⑩ 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底
- ⑪ 訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進
- ⑫ 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止
- ⑬ 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握
- ⑭ 国際会議・国際枠組への積極的な参画
- ⑮ 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

戦略3：治療関係

薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- ① 薬物依存症者等への医療提供体制の強化
- ② 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進
- ③ 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実
- ④ 薬物依存症に関する正しい理解の促進
- ⑤ 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

岡山県における第五次薬物乱用防止五か年戦略

令和5年度実施結果

◆印は、令和5年度新たに取り組んだ事業である

戦略1：啓発関係

青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

① 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

【県子ども・福祉部子ども家庭課】

- ◇ 高校生を対象に、専門的知識及び経験を有する講師を派遣し、薬物乱用防止講演会を実施した。
(受講者数：130人)

【県保健医療部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 厚生労働省が作成した冊子「子供のまわりには危険がいっぱい」を、市町村教育委員会等を通じて、県下全小学校6年生の家庭に配布した。(配布部数：20,000部)
- ◇ 厚生労働省・文部科学省が作成した冊子「薬物のこと大麻のこと誤解していると危険です！」を県下の高校3年生に対して配布した。(配布部数：20,000部)
- ◇ 医薬安全課・保健所職員及び岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員を薬物乱用防止教室に派遣し、違法薬物や、一般市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)の内容について伝達した。
(小学校10校、中学校9校、高等学校10校、その他6カ所の計35回、参加者：3,217人)
- ◆ 大学生に向けた大麻乱用防止啓発リーフレットを作成した。

【県教育庁保健体育課】

- ◇ 道徳を含む教科・特別活動・総合的な学習の時間等において、発達段階に応じた薬物乱用防止教育に取り組むよう指導した。
- ◇ 学習指導要領における薬物乱用防止教育に関する内容について、各種の教職員研修等で周知を図った。
- ◇ 全ての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を、また、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室を開催するよう指導した。
- ◇ 文部科学省、厚生労働省等発行の資料を各学校、市町村教育委員会に配布し、それらを活用し、各校における指導を発達段階に応じてより効果的に行うよう指導した。
- ◇ 保護者、地域等への啓発についても、学校保健委員会や参観日等、あらゆる機会を利用して行うよう依頼した。
- ◆ 県精神保健福祉センターと共催で、教職員や学校薬剤師、保健福祉士等を対象とした「薬物乱用防止教育研修会」を開催し、岡山県の薬物情勢のほか、一般市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)について伝達した。

【県警本部少年課】

- ◇ 薬物乱用防止等の冊子、チラシを配布した。
- ◇ 覚醒剤等乱用防止DVD合計15種類(合計46回)を貸し出し、薬物乱用防止教室等に効果的に活用した。
- ◇ 小・中・高等学校に警察官等を派遣して、薬物の有害性や蔓延状況等通常の講話等に加え、実例を挙げて、薬物

使用の危険性や生命の大切さを教示する薬物乱用防止教室を開催した。

令和5年度中の薬物乱用防止教室は220校（小学校91校、中学校65校、高等学校55校、支援学校6校、その他学校等2校）で開催した。

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 薬物乱用防止広報用パンフレット「白い悪魔の実態」を作成し、薬物乱用防止教室等の場において配布した。
（作成部数：40,000部）
- ◇ 薬物乱用防止啓発用ポスターを作成し、学校や公民館等に掲示した。（作成枚数：3,500枚）
- ◇ 薬物乱用防止パンフレット「薬物乱用のない社会を」を教職員を含む学校関係者に配布した。
（配布部数：1,341部）
- ◇ 中学校、高校、大学等における薬物乱用防止教室を行った。

【県保健医療部医薬安全課、県教育庁保健体育課、県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 県下高校生から薬物乱用防止に係るポスター図案を募集し、その優秀作品を用いてパンフレット、ポスター等を作成した。ポスターは、コンビニエンスストア、カラオケボックス等に掲示した。また、応募があった全作品を人通りが多い岡山駅地下のショーケース内に掲示し、原画展を開催した。（ポスター応募数：61点（5校））

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 管内の小中学生、高校生ら学生高校生を対象とした薬物乱用防止教室等において、現役麻薬取締官による大麻をはじめとする薬物乱用の弊害等に係る講演を実施した。（小学生、中学生、高校生ら受講者1196名）
- ◇ 薬物乱用防止指導員等に対する研修等において、その指導に必要な専門知識に係る講演を実施した。
（受講者601名）

【水島税関支署】

- ◇ 県下の小・中・高校生等を対象に、覚醒剤などの不正薬物の恐ろしさ等についての出前授業を実施した。
（小学校2校、中学校12校、高校1校、支援学校1校 受講者1,911人）

【県教育庁人権教育・生徒指導課】

- ◇ スマートフォン等による適切なインターネットの活用の仕方を指導するとともに、児童生徒の主体的な活動を促進するため、スマホサミットを開催した。

② 有職・無職少年に対する啓発の強化

【県保健医療部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 県下9地区の覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会では、各地区ごとにJR駅前広場等若者が集いやすい場所での街頭キャンペーンやスポーツイベントでブースを出展、学校での生徒から生徒へ薬物乱用防止を呼びかけてもらう等、啓発活動を行った。
- ◇ 10月から11月の2か月間を「麻薬・覚醒・大麻剤乱用防止運動強化月間」として、有職・無職少年を含む青少年を対象に県下でポスター・パネル展等を開催した。（開催箇所：28カ所）
- ◇ 少年サポートセンター、青少年ホーム等の協力を得て「薬物乱用防止啓発読本」を配布した。
（送付部数：2,700部）

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 大型複合施設等の若者が多く集う場所において、有職・無職少年を含む来場者に対して薬物乱用防止啓発活動を行った。

【県警本部少年課】

- ◇ 岡山県警察少年サポートセンター（岡山、倉敷、津山）が各警察署、少年警察ボランティア等と連携した積極的な街頭キャンペーンや学校における薬物乱用防止パネル展を実施した。

③ 家族・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化

(1) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成

【県子ども・福祉部子ども家庭課】

- ◇ 青少年健全育成強調月間（3月、7月、11月）に、街頭啓発活動等を実施した。

【県保健医療部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 県下9地区の覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会では、各地区ごとにJR駅前広場等若者が集いやすい場所での街頭キャンペーンやスポーツイベントでブースを出展、学校での生徒から生徒へ薬物乱用防止を呼びかけてもらう等、啓発活動を行った。
- ◇ 「覚醒剤等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域社会で指導等を行うために参考とする「指導者用手引き書」を作成した。（作成部数：500部）
- ◇ 県覚醒剤等薬物乱用防止指導員を対象として、地域における予防啓発及び相談指導活動を充実するために必要な研修会を開催した（参加人数117人）。
- ◇ 厚生労働省が開催する「薬物乱用防止指導員研修会」に県覚醒剤等薬物乱用防止指導員3名を派遣した。
- ◇ 10月から11月の2か月間を「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動強化月間」として、県下でポスター・パネル展等を開催した。（開催箇所：28カ所）
- ◇ 4月から7月までの4か月間を不正大麻・けし撲滅運動月間として、県下の自生けし等の発見除去及びパンフレット配布等広報活動を実施した。

【県警本部少年課】

- ◇ 岡山県警察少年サポートセンター（岡山、倉敷、津山）を活動の拠点として、少年育成官等と学校教諭及び少年警察ボランティアとの緊密な連携により、街頭補導の強化を図った。

(2) 広報啓発活動

【県総務部総務学事課】

- ◇ 私立学校の生徒並びに教職員への資料配付等によって根絶意識の醸成に努めた。

【県保健医療部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 県下9地区の覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会では、各地区ごとにJR駅前広場等若者が集いやすい場所での街頭キャンペーンやスポーツイベントでブースを出展、学校での生徒から生徒へ薬物乱用防止を呼びかけてもらう等、啓発活動を行った。

- ◇ 「覚醒剤等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域社会で指導等を行うために参考とする「指導者用手引き書」を作成した。（作成部数：500部）
- ◇ 県覚醒剤等薬物乱用防止指導員を対象として、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについての研修会を開催した（参加人数119人）。
- ◇ 厚生労働省が開催する「薬物乱用防止指導員研修会」に県覚醒剤等薬物乱用防止指導員3名を派遣した。
- ◇ 10月から11月の2か月間を「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動強化月間」として、県下でポスター・パネル展等を開催した。（開催箇所：28カ所）
- ◇ 4月から7月までの4か月間を不正大麻・けし撲滅運動月間として、県下の自生けし等の発見除去及び広報活動を実施した。（令和5年度自生けしの抜取本数：23,504本）

【県教育庁保健体育課】

- ◇ 岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員研修会へ資料を提供し、学校教育の取組について啓発した。

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 薬物乱用防止広報用パンフレット「白い悪魔の実態」を作成し、街頭キャンペーン等の場において配布した。（作成部数：40,000部）
- ◇ 大麻の有害性等について正しい理解を促進するため、薬物乱用防止広報用パンフレット「白い悪魔の実態」に、前年と同様、大麻の危険性や有害性を強調した内容を掲載するとともに、大麻事犯が重罰であることを盛り込んだ。
- ◇ 薬物乱用防止啓発用ポスターを作成し、警察施設等に掲示した。（作成枚数：3,500枚）
- ◇ 薬物事犯初犯者及び希望する家族に対し、薬物乱用による弊害、薬物依存症について分かりやすく記載された薬物再乱用防止パンフレット「相談してみませんか」を閲覧させ、希望者には配付するなど啓発活動を実施した。
- ◇ 岡山県警ホームページに薬物乱用防止に関する記事を掲載し、広報啓発活動を展開した。
- ◇ X（旧ツイッター）等SNSを活用した薬物乱用防止広報啓発活動を展開した。

【県警本部少年課】

- ◇ 関係機関、少年警察ボランティア等と連携した積極的な街頭キャンペーンを実施した。

【水島税関支署】

- ◇ JR駅前等において、海上保安部、警察署、保健所等の関係機関と合同で、一般市民に薬物撲滅及び情報提供の協力などを呼びかけることを目的とした街頭キャンペーンを実施した。（5月28日、6月15日、6月22日、9月10日）
- ◇ 特別警戒期間（12月）において、一般市民に薬物撲滅及び情報提供の協力などを呼びかけることを目的として、JRの駅にポスターを掲示した。

【水島海上保安部】

- ◇ 海上保安官連絡所・漁協・マリーナ等を巡回して、密輸・密航水際阻止に関する、情報提供を呼びかけた。

【精神保健福祉センター】

◇ 薬物相談窓口

精神保健福祉センターを相談拠点として位置づけ、医師・相談員等により、薬物依存・中毒者やその家族から治療等の専門的な相談に応じた。

令和5年度の相談件数は実13件、延べ19件であった。

【県警本部組織犯罪対策第二課】

◇ 覚醒剤110番

令和5年中の覚醒剤110番の受理件数は、18件（前年25件）であった。

◇ 薬物事犯初犯者及び乱用者の家族等に対し、全国の薬物乱用問題に関する相談電話及び家族会、行政施設、回復支援施設の連絡先が記載された薬物再乱用防止パンフレット「相談してみませんか」を閲覧させ、希望者に配布するなど相談体制の周知に努めた。

【県警本部少年課】

◇ ヤングテレホン・いじめ110番

◇ ヤングメール

当該電話相談及びメール相談において薬物乱用にかかる相談を受けた場合は、内容に応じて所轄警察署並びに関係機関等に引継ぎ、保護者及び少年に対して指導を実施することとしている。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

◇ 麻薬覚醒剤相談電話082-228-8974（普通はやくなし）

令和5年中、乱用者やその家族等から39件（管内集計）の相談電話及びメール相談を受理し、相談内容、相談者の意向に応じて適切に対応した。

【岡山少年鑑別所】

◇ おかやま法務少年支援センター「みしま心の相談室」において、薬物問題を含む非行・犯罪の防止について、情報提供や助言等を行った。

086-281-1112（みしま心の相談室専用電話）

【岡山県精神科医療センター】

◇ 各種講演・研修講師を受けた。

④ 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

⑤ 広報・啓発の強化

【県保健医療部医薬安全課・各保健所】

◇ （公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターから購入したDVD等の啓発用資材を各保健所に配布し、啓発活動に活用した。

◇ （公財）岡山県薬業会館から寄贈された文房具等の啓発用資材を各保健所に配布し、啓発活動に活用した。

◇ 大麻乱用防止啓発用パネルを、啓発活動に活用した。

- ◇ 大麻について正しい知識の普及を図るため、大麻の危険性や有害性を強調した薬物乱用防止啓発用パンフレットを啓発活動に活用した。
- ◇ 医薬安全課・保健所職員及び岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員を薬物乱用防止教室に派遣し、違法薬物や、一般市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の内容について伝達した。
(小学校10校、中学校9校、高等学校10校、その他6カ所の計35回、参加者：3,217人)
- ◆ 作製した大麻乱用防止啓発用マンガ動画を YouTube や Instagram においてデジタル広告を実施し啓発を図った。
(再生回数：約35万回)

⑥ 広報・啓発活動による効果検証の推進

【県保健医療部医薬安全課・各保健所、県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 警察から提供があった情報をもとに、大麻事犯の現状・使用動機を記載したパネルを作成し、広報・啓発施策の一層の充実を図った。
- ◆ 大麻乱用防止啓発用マンガ動画を用いたデジタル広告において、検索キーワードやクリック率を調査し、効果の検証を行った。

戦略2：取締関係

- ・薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止
- ・水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
- ・国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

① 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化

【中国四国厚生局麻薬取締部・各関係取締機関】

- ◇ 中国地区麻薬取締協議会を岡山県で開催し、関係官庁や県薬務主管課と今後の連携に向けた薬物犯罪情勢の取締状況等に関する情報共有を行った。
- ◇ 要請を受け、関係機関（自衛隊等）の職員に対する薬物犯罪及び取締の実情等に係る研修を実施した。

【水島・岡山空港税関支署】

- ◇ 11月29日、税関、地方検察庁、警察、海上保安部、出入国在留管理局、税務署、植物防疫所、岡山県など8機関46名の出席を得て開催した神戸税関密輸出入取締対策岡山地区協議会において、最近の密輸出入の動向や岡山地区における取締状況などの説明を実施したほか、関係機関との情報共有や連携強化の必要性、不正薬物等の水際対策の重要性を訴えた。

② 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 各警察署の間で情報共有を図るとともに、他の都道府県警察、税関、海上保安庁、麻薬取締部と活発な情報交換を行い、共同・合同捜査体制を構築して、薬物密輸・密売組織の摘発に向けた捜査を推進した。

③ 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化

【広島出入国在留管理局岡山出張所】

- ◇ 令和5年度中に岡山空港においては、薬物に関連した事案はなかった。
- ◇ 平成19年11月から我が国に上陸しようとする外国人に個人識別情報（指紋、顔写真）の提供を義務付け、平成28年10月から顔画像照合を開始し、テロリストや、上陸拒否期間中の外国人等の入国を阻止するため厳格な審査を実施している。
- ◇ 平成22年1月から本邦に上陸する乗員上陸の許可を受けた外国人について、乗員上陸許可書の携帯・提示義務のほか、顔写真が添付されている旅券又は乗員手帳の携帯・提示義務を課し、不審者に対し警察等から職務質問があったとき、すぐに身分事項が判明できるようにしている。

【水島税関支署】

- ◇ 外国貿易船等への船内検査、船舶乗組員及び訪船者に対する検問を実施した。
- ◇ 海上保安部、警察等関係機関との情報交換、協力体制の強化を図り、合同取締りを実施した。

【水島・玉野海上保安部】

- ◇ 警察・税関等関係機関との情報交換、捜査協力のための体制を強化し、外航船舶の合同サーチ・監視等を実施した。
- ◇ 中国・南米等ぐ犯地域から管内に入港した外航船に対する立入検査を強化するとともに、ぐ犯船に対しては入港から出港までの間、監視等を実施した。

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◆ 麻薬を含む液体が封入されたアンブルをケースの中に隠し、アメリカ合衆国から国際貨物として密輸したアメリカ国籍の男を麻薬及び向精神薬取締法違反（麻薬輸入）事実で検挙した。

④ 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◆ 他機関からの情報提供を端緒として、組織的に大麻を栽培、密売していた男を逮捕し、違法薬物を押収するとともに、県内外の密売客ら17人を逮捕した。

⑤ 薬物乱用者に対する取締りの徹底

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 令和5年中、薬物末端乱用者に対する取締りを徹底し、密売人を含む183人（男性161人、女性22人）を検挙し、乱用者の拡大防止に努めた。危険ドラッグに関する指定薬物事犯の検挙はなかった。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 管内の警察と共同で大麻草栽培事犯を摘発した外、令和5年中に、薬物事犯被疑者75名を検挙した。

【水島・玉野海上保安部】

- ◇ 海上における末端乱用者の存在を念頭に置きつつ、各種取締りを実施した。

⑥ 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

【県保健医療部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」に基づき、知事指定薬物として15物質（累計148物質）を指定した。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 大麻に類似した成分等を含有する危険ドラッグ販売店が管内でも確認され、危険ドラッグの乱用拡大が懸念されたことから、行政的な立入検査等によりその販売阻止に努めた。

⑦ 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

【県保健医療部医薬安全課・各保健所】

- ◇ シンナー等販売業者に対する立入検査等を実施し、シンナー等の適正な保管・管理、譲渡手続の励行等を強く指導した。
- ◇ 麻薬診療施設等に対する立入検査を実施した。

（監視件数 麻薬関係業務施設：186件、向精神薬関係業務施設：220件、覚醒剤関係業務施設：197件）

- ◇ 「麻薬取扱いの手引き」「麻薬管理マニュアル」を公開した岡山県における『麻薬取扱者のページ』を医薬安全課ホームページに掲載して医療機関等の関係者に周知し、違反や事故の発生等の防止を図った。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 令和5年中、管内の麻薬取締員の協力を得る等して、医療用麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等を取り扱う診療施設・薬局等の約168の業務所に対し、各法令に基づく立入検査を実施し、このうち不適切な取扱いが見られた施設に対しては指摘のうえ改善を求め、監視指導を徹底した。

⑧ 密輸等に関する情報収集の強化

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 各種会議・会合等の機会を通じて薬物乱用防止広報用パンフレット「白い悪魔の実態」等の広報資料を幅広く配布するとともに、覚醒剤110番や相談業務等を通じて密輸情報の入手に努めた。
- ◇ 水島税関支署、岡山空港税関支署、水島海上保安部、玉野海上保安部との連携を強化し、不審船等の情報を収集し、密輸情報の入手に努めた。

【水島・岡山空港税関支署】

- ◇ 掲示ポスター及び税関ホームページにおいて、税関密輸ダイヤル「密輸ダイヤル0120-461-961」のPRを行うとともに、荷役業者、船舶代理店、保税蔵置場等の関係業界及び漁協組合等に対し不審な船舶、貨物、人物等にかかる情報提供の協力要請を図った。
- ◇ 密輸取締関係機関との協力体制の緊密化及び水際での検挙に資するため、情報交換を行った。
- ◇ 不審船舶、不審人物等の情報収集を強化するため、税関協力員等に対し「税関協力員だより」を定期的に発行するとともに、情報提供依頼を行った。
- ◇ 外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室等において、密輸動向などの情報収集・分析等を行っている。

【水島・玉野海上保安部】

- ◇ 海上保安官連絡所、海上保安協力員、船舶代理店、漁業協同組合等の巡回を強化し、不審船舶、挙動不審者（乗組員）等にかかる情報の提供を依頼した。

⑨ 薬物密輸ルート の 解明 と 水 際 に お け る 取 締 体 制 の 構 築

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 水島税関支署、岡山空港税関支署、水島海上保安部、玉野海上保安部と相互に協力し、情報交換を活発に行い、特定の外国船に対する監視を強化した。

【水島税関支署】

- ◇ 海上保安部、警察等関係機関との情報交換を積極的に行うとともに取締体制の構築を図った。
- ◇ 特別警戒期間（12月）に強化期間を設け集中取締りを実施した。
- ◇ 地方港別に密輸リスクを判定し、リスク度の高い地域を重点に取締体制を強化した。また、洋上瀬取りが行われる可能性の高い海域、離島及び不開港等に対し、監視艇を活用し海陸両面からの巡回等を行った。
- ◇ 外国貿易船等の外航船舶に対する船内検査及び商業貨物検査等において、麻薬探知犬やX線検査装置等の検査機器を積極的に活用した取締りを実施した。

- ◇ 海上コンテナ貨物に対し、大型X線検査装置を積極的に活用した輸出入貨物検査を実施した。

【水島・玉野海上保安部】

- ◇ 警察、税関等の関係機関と積極的に情報交換を行い、外国船に対する監視を強化するとともに、取締体制を構築した。
- ◇ 水際取締を強化する関係機関との連絡体制を強化し、洋上での薬物の受け渡しが行われる可能性の高い離島周辺及び地方港湾周辺海域における巡視警戒を実施するとともに関係機関と協力し監視等の取締を実施した。

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 危険ドラッグに係る水際対策の一環として、財務省関税局（税関）と厚生労働省（麻薬取締部）と連携し、輸入される指定薬物疑義物品に対する監視を徹底した。

⑩ 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 水島税関支署、岡山空港税関支署、水島海上保安部、玉野海上保安部との連携・情報交換を密に行い、合同・共同捜査を積極的に展開し、国内荷受け側組織の実態解明及び外国人密売組織との結節点の解明に努めた。
- ◇ 外国船の入港する港や漁港等を管轄する警察署において、情報収集及び不審船等の監視体制を強化した。

【水島税関支署】

- ◇ 水島・玉野海上保安部、県警本部等と情報交換を密に行いながら、連携して外国貿易船に対する取締りの強化を図った。

⑪ 訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◆ 厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課と連携して、我が国の薬物関係法令等に関する情報を厚生労働省等のホームページに掲載し、訪日外国人に対して注意喚起を図った。

⑫ 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止

⑬ 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◆ 外国捜査機関等との情報交換の一元的な窓口である関東信越厚生局麻薬取締部国際情報課等において、各国・地域における薬物乱用実態や取締方策について情報交換を行い、関係取締機関等に情報提供した。

⑭ 国際会議・国際枠組への積極的な参画

【県保健医療部医薬安全課・各保健所】

- ◇ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間中（6月20日～7月19日）に国連支援募金活動に協力し、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体（NGO）の活動資金として国連を通じて支援した。
（令和5年度募金額：386,521円）

【水島・岡山空港税関支署】

- ◇ 外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室等において、密輸動向などの情報収集・分析等を行っている。

⑮ 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◆ 外国捜査機関等との情報交換の一元的な窓口である関東信越厚生局麻薬取締部国際情報課等において我が国に密輸入される薬物の主要な仕出国・地域等の動向について情報交換を行い、関係取締機関等に情報提供した。

戦略3：治療関係

薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

① 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

【県保健医療部健康推進課】

- ◇ 依存症（薬物を含む）の治療及び回復支援を目的として、岡山県精神科医療センターを「依存症治療拠点機関」として選定し、依存症対策総合支援事業を実施した。

【岡山県精神科医療センター】

- ◇ 当事者に対する入院・外来・訪問治療支援を行った。
- ◇ 入院・外来治療プログラムとして、運動療法、ひといき（マインドフルネスプログラム：集団・個別）、STEM・ポケットトーチ（ともにMatrix Modelを参考：集団・個別）を行った。

② 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進

【中国四国厚生局麻薬取締部】

- ◇ 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物事犯者やその家族等支援者を対象とし、再乱用防止支援員による再乱用防止プログラムを実施し、同対象者を指導・支援した。（対象者8名及びその家族等）

【岡山刑務所】

- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）において、薬物依存離脱指導用教材「リカバリーポイント」（認知行動療法の考え方に基づいて作成）を使用・実施した。
- ◇ 薬物依存対象者のカウンセリングを行うため、平成25年から処遇カウンセラー1名を非常勤職員として採用しており、令和5年度は、特別改善指導受講の4名に対し、助言指導を行った。
- ◆ 改善指導に岡山市こころの健康センターの職員を招聘し、社会復帰後の相談先を提示した。

【岡山保護観察所】

- ◇ 薬物乱用により保護観察中の対象者に対し、薬物再乱用防止プログラムを実施したほか、保護観察対象者の同意に基づく簡易薬物検出検査の実施により、断薬意志を助長するなどの保護観察処遇を展開した。
- ◇ 令和5年7月19日、同年9月13日及び同年11月15日覚醒剤等事犯者に係る引受人懇談会を実施し、岡山県精神科医療センターの公認心理士、岡山ダルク及び岡山家族会びあのスタッフ、ナラノンファミリーグループジャパンのメンバー、精神保健福祉センター及び岡山市こころの健康センターの協力を得て、薬物依存症についての正しい知識や、当事者本人との接し方などについて理解を深めるとともに、家族等が関係機関に直接相談できるよう働き掛けた。
- ◇ ステップアッププログラムを集団で行い、NA、ダルク、精神保健福祉センター、医療機関等への継続的な支援・治療に繋がるよう働き掛けた。
- ◇ 依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等に対し、岡山ダルクに委託し薬物依存回復訓練を実施した。
- ◆ 岡山市に住居のある対象者に、岡山市こころの健康センターの相談支援と併せて、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部実施のVoice Bridges Project「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」の情報提供を行うことで、相談機関につながるよう働き掛けた。

- ◆ 令和5年12月1日から、薬物依存の重症度アセスメントを行い、再犯リスクを踏まえた効果的な指導及び支援を実施した。
- ◆ 令和5年12月1日から大麻事犯者用の薬物再乱用防止プログラムが導入され、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実を図った。

【岡山少年鑑別所】

- ◇ 鑑別を通じて、薬物乱用に至った在所者の問題について分析し、社会復帰に向けた支援の指針を示した。昨年中は薬物非行による入所が13名あった。
- ◇ 在所者に対して薬物乱用防止を啓発するVTRを視聴させるなどし、健全な育成のための支援を行った。
- ◇ 薬物乱用防止に関する青少年向けの書籍を整備した。

【岡山少年院】

- ◇ 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者12名を対象に、薬物非行防止指導として、薬物の害と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないことを目的とした指導を行った。
- ◇ 薬物使用歴のある在院者の家族に対して、面談等により、矯正教育の内容、在院者の健康状態、処遇状況等について説明し、薬物再使用防止に向けた働き掛けを行った。
- ◇ 社会福祉士を中心として、出院後の精神科受診の継続や依存症回復施設等への橋渡しを行っている。

【岡山労働局】

- ◇ 刑務所等矯正施設の出所者等に対して、刑務所出所者等就労支援事業を活用した就労支援を図った。
- ◇ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のポスターを庁舎内に掲示し、周知を図った。

【岡山県精神科医療センター】

- ◇ 当センター利用者に対して、各関連機関との連携も通して、社会復帰支援を行った。

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 全国の薬物乱用問題に関する相談電話及び家族会、行政施設、回復支援施設の連絡先が記載された薬物再乱用防止パンフレット「相談してみませんか」を留置施設へ備え付けるなどして、薬物事犯初犯者等に関連させ、希望者には配付した。

③ 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

(1) 薬物乱用者の家庭への相談体制・支援等の充実

【岡山県精神科医療センター】

- ◇ 毎月1回土曜日の午前中に家族向け集団依存症回復支援プログラム（ひだまりの会）を、毎週第1・3火曜日の午後に個別家族相談を開催した。

【精神保健福祉センター、各保健所・支所】

- ◇ 相談拠点である精神保健福祉センター及び県内各保健所・支所において、家族等からの電話・面接相談を実施した。

【岡山刑務所】

- ◇ 面会人待合室に、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課発行の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」を設置し、自由に閲覧できるようにした。

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 全国の薬物乱用問題に関する相談電話及び家族会、行政施設、回復支援施設の連絡先が記載された薬物再乱用防止パンフレット「相談してみませんか」を薬物乱用者の家族等に閲覧させ、希望者には配付した。

【岡山少年鑑別所】

- ◇ 青少年やその家族向けの薬物乱用防止に係るパンフレット等を設置し、来所者が自由に閲覧できるようにした。

【岡山保護観察所】

- ◇ 令和5年7月19日、同年9月13日及び同年11月15日覚醒剤事犯者に係る引受人懇談会を実施し、岡山県精神科医療センターの公認心理士、岡山ダルク及び岡山家族びあのスタッフ、ナラノンファミリーグループジャパンのメンバー、精神保健福祉センター及び岡山市こころの健康センターの協力を得て、薬物依存症についての正しい知識や、当事者本人との接し方などについて理解を深めるとともに、家族等が関係機関に直接相談できるよう働き掛けた。

(2) 青少年の再乱用防止対策の充実強化

【県子ども・福祉部子ども家庭課、県保健医療部医薬安全課・各保健所】

- ◇ シンナー等販売業者に対する立入調査等を実施することによりシンナー等の知情販売抑止に努めた。

【県警本部組織犯罪対策第二課】

- ◇ 令和5年中、少年による覚醒剤事犯の検挙は3人（前年は3人）、大麻事犯の検挙は25人（前年26人）、麻薬事犯の検挙はなし（前年はなし）であった。

【岡山保護観察所】

- ◇ 薬物の非行により保護観察に付された少年に対し、個別処遇の実施を通して、薬物の弊害に対する認識を求めた。

【岡山少年鑑別所】

- ◇ 矯正局作成の「薬物乱用防止ワークブック」が整備され、同ワークブックを用いた支援が可能となった。

(3) 民間団体等との連携強化

【岡山刑務所】

- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）の一環として、岡山ダルクから、常時2名の派遣を受け、単元の内容に即した具体的な体験談を話していただき、社会の中で薬物依存離脱を継続していくことの困難さについて、受講中の受刑者に危機感を抱かせ、薬物再使用防止の意識を高めることができた。
- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）の一環として、ダルクから派遣された者の司会で模擬NAミーティングを2回体験させた。

【岡山少年鑑別所】

- ◇ おかやま法務少年支援センター「みしま心の相談室」において相談に応じる中で、関係機関との連携を図っている。

【岡山県精神科医療センター】

- ◇ 毎週水曜日の午後、メッセージミーティングを岡山ダルクと協力し開催した。
- ◇ 当センター利用者の治療支援の一環として、岡山ダルクと連携した。
- ◇ 岡山ダルク入所者が必要な方に対して外来・入院治療を行った。

【岡山保護観察所】

- ◇ 岡山ダルク及び家族会びあ及びナラノンファミリーグループジャパンからの派遣を受け、引受人懇談会を実施した。
- ◇ 岡山ダルクからの派遣を受け、薬物再乱用防止プログラムのステップアッププログラム集団処遇を実施した。
- ◇ 家族会びあ、岡山ダルク等民間団体との個別協議を行った。
- ◇ 岡山県地域支援連絡協議会を開催し、薬物依存症者の治療・支援等を行う岡山県内の関係機関等と薬物依存症に関する地域課題を共有するとともに、協働してその課題の対応方法等を検討した。

【県保健医療部健康推進課】

- ◇ 岡山家族会びあの勉強会、わかちあい等の活動に対する支援を行った。
- ◇ 岡山ダルクの回復プログラムの実践活動等に対する支援を行った。

④ 薬物依存症に関する正しい理解の促進

【岡山県精神科医療センター】

- ◇ 依存症治療支援に携わる全国の関連機関を対象に、研修会を開催した。
- ◇ 各種講演・研修講師を受けた。
- ◇ インタークシート、医療支援機関リスト、自助グループリストを作成し、ホームページ上に公開した。

⑤ 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

【県保健医療部医薬安全課】

- ◇ 国立精神・神経センター等からの薬物乱用・依存に関する意識・実態調査等の調査協力は無かった。

【岡山保護観察所】

- ◇ 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部実施の Voice Bridges Project「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」に、令和4年8月から岡山市こころの健康センターと共に協力している。

【岡山県精神科医療センター】

- ◆ 2023年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会にて、「岡山県精神科医療センターを受診した患者における市販薬乱用の実態」を発表した。
- ◆ 厚生労働省科学研究「全国精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」への研究協力を行った。

岡山県における第六次薬物乱用防止五か年戦略 令和6年度実施計画

◆印は、令和6年度新たに取り組む事業である

《戦略1：啓発関係》

青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

① 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

(1) 学校の教育活動全体を通じて、薬物乱用防止に関する指導を行い、児童生徒に薬物乱用防止に係る規範意識を身につけさせるための指導の充実を図る。

◇ 「体育」・「保健体育」・「道徳」・「特別活動」における指導、「総合的な学習の時間」等の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、発達段階に応じて薬物乱用防止に関する正しい知識と情報について指導をする。

◆ 一般市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）に関する知識や対処等について担当者研修会等を通じて指導するとともに、薬物に関する知識だけでなく、ストレスの対処、セルフコントロール、誘いへの対処の仕方等、幅広いライフスキルについて、教科横断的に行うよう指導する。

◇ 児童生徒の実態を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、規範意識の高揚に努める。

◇ 児童生徒会活動（保健委員会など）等の活動の中で、薬物乱用防止に向けた意識の高揚を図る。

◇ ネット利用による違法薬物の購入を未然に防ぐため、スマートフォン等による適切なインターネットの活用の仕方を指導するとともに、スマホサミット等、児童生徒の主体的な活動を促進し、適切な意思決定や行動選択ができるよう、ライフスキル教育の充実も図る。

《県教育庁保健体育課・県教育庁人権教育・生徒指導課》

(2) 県内小学校・中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室を開催する。

◇ 全ての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催するよう指導する。また、小学校においても地域の実情と発達段階に応じた薬物乱用防止教室を開催するよう指導を行う。

◇ 学校薬剤師等専門家を招いての薬物乱用防止教室のほか、薬物乱用に造けいの深い教員を活用した薬物乱用防止教室の開催を引き続き推進するとともに、危険ドラッグや大麻等、多様化する乱用薬物に関する啓発やオーバードーズ等も含め、効果的な指導の充実について指導を行う。

《県教育庁保健体育課》

◇ 小・中・高等学校に警察官等を派遣し、薬物の害悪性や蔓延状況等通常の講話に加え、実例を挙げて、薬物使用の危険性や生命の大切さを教示する薬物乱用防止教室等を推進する。

《県警本部少年課》

◇ 小・中・高等学校等が開催する薬物乱用防止教室等に保健所職員や覚醒剤等薬物指導員を派遣し、違法薬物や市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）についての啓発を推進する。

《県保健医療部医薬安全課、各保健所》

◇ 県下の小・中・高生を対象に、薬物乱用防止を目的とした出前授業を開催する。

《水島・岡山空港税関支署》

- ◇ 県下の教育機関にて、薬物乱用防止および依存症についての講演を行う。

《岡山県精神科医療センター》

- ◇ 保護者と生徒、児童を対象とした薬物乱用防止に関する講演会に、青少年健全育成に向けた講師派遣事業の講師（薬剤師、大学教授）を派遣する。

《県子ども・福祉部子ども家庭課》

(3) 薬物乱用防止に関する指導に当たる教員の指導力の向上を図る。

- ◇ 薬物乱用防止教育についての内容を含む文部科学省共催の研修会へ、県下の小・中・高等学校の教諭等を派遣するとともに、県内各校に最新の情報を提供する。

- ◇ 県下の教職員を対象に、薬物乱用防止教育研修会を隔年で開催し、指導力の向上を図る。

《県教育庁保健体育課》

- ◇ 薬物乱用防止に関する指導に当たる教員の指導力の向上を図るため、薬物に関する専門的な知識や薬物乱用防止に関する教材などの情報を提供する。

《県教育庁人権教育・生徒指導課》

- ◆ 各種講演・研修講師を受ける

《岡山県精神科医療センター》

(4) 児童生徒の悩み・不安・ストレスを解消するために、教育相談等の生徒指導の機能を一層活用する。

- ◇ 担任等による定期的な教育相談だけに終わらず、児童生徒が、いつでも何でも相談できるような校内教育相談システムの充実を図る。

- ◇ 遊びやふれあいを通して、教職員と児童生徒の信頼関係、児童生徒同士の好ましい人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒一人一人が自己存在感を実感できる学校生活となるように努める。

《県教育庁人権教育・生徒指導課》

(5) DVD・パンフレットや副読本等の児童生徒用教材及び教師用指導資料の充実を図る。

- ◇ 「薬物乱用防止教室マニュアル」、「わたしの健康(小学生用)」、「かけがえのない自分かけがえのない健康(中学生用)」、「健康な生活を送るために(高校生用)」、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(小学校編)(中学校編)(高等学校編)」、DVD「未来があるから!～薬物に“No”という生き方を～(高校生用)」等の紹介、また、岡山県学校薬剤師会と連携し、岡山県学校薬剤師会作成の指導啓発資材等を紹介、活用し、学校での指導をより一層効果的に進める。

《県教育庁保健体育課》

- ◇ 県下高校生から薬物乱用防止に係るポスター図案を募集し、その優秀作品を用いて薬物乱用防止広報用パンフレット・ポスター等を作成し、配布する。

《県保健医療部医薬安全課、県警本部組織犯罪対策第二課、県教育庁保健体育課》

- ◇ 覚醒剤等薬物乱用防止啓発用DVD、薬物標本セット等啓発資材の貸し出しを促進する。

- ◇ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター等が作成する薬物乱用防止読本等を各学校に配布する。

《県保健医療部医薬安全課》

- ◇ 薬物乱用防止教室で活用する教材等を作成する。
- ◇ 薬物に関する正しい認識を持たせるとともに、規範意識の醸成を図るためには、早い段階で対策を講じることが不可欠であることから、中学校、高等学校のみならず小学校に対する薬物乱用防止教室の開催を推進し、薬物乱用防止広報車のほか、児童向けのアニメーション等を取り入れた広報啓発DVDを積極的に活用する。

《県警本部少年課》

(6) 家庭・地域社会が一体となって薬物について学べるよう、その機会の提供や場の整備に努める。

- ◇ 厚生労働省が小・中学生の保護者を対象として作成する薬物乱用防止読本を、学校を通じ各家庭に配布する。
- ◇ 薬物乱用防止指導員の資質の向上を図ることを目的とした厚生労働省が開催する「薬物乱用防止指導員研修会〈中国四国ブロック〉」に岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員を派遣する。

《県保健医療部医薬安全課》

- ◇ 保護者、地域住民を対象とした薬物乱用防止に関する講演会に、青少年健全育成に向けた講師派遣事業の講師（薬剤師、大学教授）を派遣する。

《県子ども・福祉部子ども家庭課》

- ◇ 現役麻薬取締官を学校や教職員等薬物乱用防止指導者層に係る研修会や各種団体等へ派遣し、その専門性を生かした麻薬・覚醒剤等規制薬物に関する正しい知識の普及及び規範意識の向上に努める。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◆ 各種講演・研修講師を受ける

《岡山県精神科医療センター》

(7) 関係団体が積極的な役割を果たすよう協力を要請する。

- ◇ 学校保健委員会等を活用し、薬物乱用防止に関する保護者への意識啓発に努める。

《県教育庁保健体育課》

- ◆ 若い世代の濫用等のおそれのある医薬品購入者に対し、専門的な相談窓口へつなぐゲートキーパー的な役割の協力を岡山県薬剤師会等に依頼する。

《県保健医療部医薬安全課》

(8) 大学等に対し、再度学生への薬物乱用についての啓発及び指導の充実を促す。

- ◇ 大学等に対し、啓発及び指導の充実を促すとともに、啓発用資材の提供・貸出、講師派遣等により、薬物乱用防止に向けた取組を支援する。

《県保健医療部医薬安全課・保健所、県警本部組織犯罪対策第二課》

- ◆ 大学等に対し、作製した大麻乱用防止啓発用リーフレットを配布する。

《県保健医療部医薬安全課》

- ◆ 各種講演・研修講師を受ける

《岡山県精神科医療センター》

② 有職・無職少年に対する啓発の強化

(1) 広報媒体等を積極的に活用し、有職・無職少年を含む青少年への薬物乱用防止啓発を推進する。

- ◇ 次の各薬物乱用防止に係る月間、運動中に広報・啓発活動を実施する。
 - 薬物乱用防止広報強化期間 [6月～7月] (県警本部組織犯罪対策第二課)
(薬物乱用防止教室の開催、街頭キャンペーンの実施)
 - 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 [6月20日～7月19日]
(県保健医療部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部)
(街頭キャンペーン、国連支援募金活動等の実施)
 - 薬と健康の週間 [10月中旬]
(県保健医療部医薬安全課、各保健所)
(医薬品の適正使用の広報啓発活動の推進)
 - 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 [10月～11月]
(県保健医療部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部)
(ポスター・パネル展等の開催等広報活動の推進、取締及び補導の強化)
 - 青少年健全育成強調月間運動 [7月・11月・3月] (県子ども・福祉部子ども家庭課)
(街頭キャンペーン等の実施、街頭補導及び立入調査の強化、功労者の表彰)
 - 社会を明るくする運動 [7月] (岡山保護観察所)
(ミニ集会の開催)
- ◇ 成人式、新入社員研修等若者が集まる多様な場所において、薬物乱用防止に関する啓発活動を実施するよう努める。
- ◇ インターネット、テレビ、新聞、電光掲示板、広報資料等各種の広報媒体を活用し、青少年に対し薬物乱用防止についての広報活動を実施する。

《上記関係機関》

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

(2) 関係団体が積極的な役割を果たすよう協力を要請する。

- ◆ 若い世代の濫用等のおそれのある医薬品購入者に対し、専門的な相談窓口へつなぐゲートキーパー的な役割の協力を岡山県薬剤師会等に依頼する。

《県保健医療部医薬安全課》

③ 国際的な人の往來の増加に向けた海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

- ◇ 各種広報媒体を活用し、海外渡航者に向けて、違法薬物の危険性、密輸等の危険性等に関する注意喚起を行うとともに、海外渡航に係る事業者等に対して、渡航先における薬物乱用の危険性や薬物乱用防止に関するポスターの掲示等を依頼する。

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

④ 県民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発活動の推進

(1) 薬物事犯に巻き込まれるおそれのある少年や薬物を所持している少年を早期に発見し、指導・補導する。

- ◇ 学校教員や少年警察ボランティア等との緊密な連携による街頭補導の強化を図る。
- ◇ 薬物乱用少年に対する継続補導を徹底し、再乱用の防止に努める。

《県警本部少年課》

- ◇ 薬物乱用少年の捜査により供給源を遮断する。

《県警本部組織犯罪対策第二課・少年課》

- ◇ 「覚醒剤等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域において指導等を行うことにより、薬物根絶意識の醸成を図る。
- ◇ 県下400名の覚醒剤等薬物乱用防止指導員に対し、地域における予防啓発及び相談指導活動を充実するために必要な研修会を開催し資質の向上を図る。

《県保健医療部医薬安全課》

(2) 広報媒体を積極的に活用し、県民の薬物根絶意識の醸成に努める。

- ◇ 次の各薬物乱用防止に係る月間、運動中に重点的に広報活動を実施する。

- 薬物乱用防止広報強化期間 [6月～7月] (県警本部組織犯罪対策第二課)

〈薬物乱用防止教室の開催、街頭キャンペーン等の実施〉

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 [6月20日～7月19日]

(県保健医療部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部)

〈街頭キャンペーン、国連支援募金活動等の実施〉

- 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 [10月～11月]

(県保健医療部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部)

〈ポスター・パネル展等の開催等広報活動の推進、取締及び補導の強化〉

- 薬と健康の週間 [10月中旬]

(県保健医療部医薬安全課、各保健所)

〈医薬品の適正使用の広報啓発活動の推進〉

- 不正大麻・けし撲滅運動 [4月～7月]

(県保健医療部医薬安全課、各保健所、中国四国厚生局麻薬取締部)

〈自生けしの発見除去及び広報活動の推進〉

- 年末特別警戒 [12月中旬] (各海上保安部)

〈広報活動の推進〉

- 薬物及び銃器取締強化期間 [4月25日～5月12日、10月] (各税関支署)

〈広報活動の推進〉

- 年末特別警戒期間 [12月] (各税関支署)

〈広報活動の推進〉

- 青少年健全育成強調月間運動 [7月・11月・3月] (県子ども・福祉部子ども家庭課)

〈街頭キャンペーン等の実施、街頭補導及び立入調査の強化、功労者の表彰〉

- “社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間 [7月] (岡山保護観察所)

〈街頭キャンペーンの実施、ミニ集会の開催〉

《上記関係機関》

- ◇ 県下9地区に設置されている覚醒剂等薬物乱用防止指導員地区協議会において、それぞれ、地域の実情に応じたキャンペーン等を展開するなど薬物乱用防止に関する啓発を推進することにより、地域における薬物乱用の未然防止を図る。
- ◇ 「覚醒剂等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剂等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域社会で指導等を行うために参考とする指導者用手引書を作成する。
- ◇ 県下400名の覚醒剂等薬物乱用防止指導員に対し、地域における予防啓発及び相談指導活動を展開するために必要な研修会を開催する。
- ◆ 地域における若者の市販薬乱用（オーバードーズ）に対応するため、覚醒剂等薬物乱用防止指導員に対し、必要な研修を実施する。
- ◇ 若年層への乱用が危惧される大麻について、大麻乱用防止啓発用マンガ動画等を活用し、デジタル広告を実施する。
- ◆ 若者の市販薬乱用（オーバードーズ）に対応するため、SNS等でデジタル広告を実施する。
《県保健医療部医薬安全課》
- ◇ 啓発用パネル、DVD、薬物標本セット等啓発用資材の整備充実を図るとともに、積極的に活用し、効果的な予防啓発活動を展開する。
特に大麻については、インターネット等で危険性・有害性に関する誤情報が流布されていることから、正しい知識の普及を図るための広報啓発活動を強化する。
- ◇ 薬物乱用防止教室等を通じて、大麻、危険ドラッグ等の乱用の有害性、危険性に関し情報提供を積極的に行うとともに、ホームページ、啓発パンフレット等により広く一般に周知・啓発する。
- ◆ 若者の市販薬乱用（オーバードーズ）に対応するため、薬物相談マニュアルの改訂や相談対応職員の研修を行う。
《県保健医療部医薬安全課、各保健所》
- ◇ 大麻に対する忌避感や警戒心の低下が懸念されることから、大麻の危険性や有害性を具体的に教示するなどして、正しい理解を促進するための広報啓発活動を実施する。
- ◇ 違法薬物の使用動機や入手先に関する調査等の各種調査結果を広報啓発活動に反映させるなど、広報・啓発施策の一層の充実を図る。
《県警本部組織犯罪対策第二課》
- ◇ インターネット、テレビ、新聞、電光掲示板、広報資料等各種の広報媒体を活用し、関係機関の役割に応じた広報活動を展開する。
- ◇ テレビ・ラジオ等あらゆる媒体を用いて、薬物乱用防止広報に併せて大麻、危険ドラッグや市販薬乱用（オーバードーズ）等に関する啓発活動も行う。
《岡山県覚醒剂等薬物乱用対策推進本部関係機関》
- ◇ 各種講演・研修講師を受ける。
《岡山県精神科医療センター》
- ◇ 関係機関と合同で、一般市民に薬物撲滅や情報提供の協力を呼びかけることを目的とした広報活動を実施する。
- ◇ 関係業界等に対し、薬物根絶意識の醸成と情報提供を目的とする広報活動を実施する。
《水島・岡山空港税関支署》
- ◇ 「覚醒剂等薬物乱用防止指導員研修会」へ積極的に参加し、学校教育の取組についての啓発をするとともに連携を強化する。
《県教育庁保健体育課》
- ◇ 私立学校の生徒及び教職員への資料配布等により知識の普及を図る。
《県総務部総務学事課》
- ◇ 未決拘禁区在所者中、希望する者には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課発行の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」を貸与し、閲覧できるようにする。

《岡山刑務所》

- ◇ 面会待合室に、青少年やその保護者向けの薬物問題に関するリーフレット等を整備し、自由に閲覧できるようにする。
- ◇ 薬物乱用防止を啓発するポスターや冊子を、庁舎玄関ロビーや面会待合室に掲示・設置する。
- ◆ 岡山県警に職員の派遣を依頼し、薬物乱用防止に関する指導に当たる職員の指導力向上を図るため、薬物に関する専門的知識や薬物乱用防止に関する職員研修を行う予定である。

《岡山少年院》

- ◇ 面会室等に、薬物乱用防止に係るポスターや冊子を掲示、設置する。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ 受付窓口等に、薬物乱用防止に係るポスター等を掲示する。

《岡山保護観察所》

- ◇ 関係機関と合同でチラシ、ティッシュの配布等啓発活動を実施する。

《水島・玉野海上保安部》

(3) 公的に設置されている関係各相談機関の積極的な活用を図る。

- ◇ 青少年やその家族等が気軽に相談できる公的相談機関の体制や広報活動を強化する。
 - 覚醒剤 110 番（県警本部組織犯罪対策第二課） 086-233-7867
覚醒剤等薬物に関する相談、密売、中毒者などの通報を 24 時間体制で受け付ける。
 - 麻薬・覚醒剤相談専用電話（中国四国厚生局麻薬取締部） 082-228-8974
乱用薬物全般について、麻薬・覚醒剤等乱用者及びその家族等からの相談を受ける。
 - 覚醒剤等薬物相談窓口（県保健医療部医薬安全課、各保健所） 086-226-7341 他
覚醒剤のほか、麻薬、向精神薬、大麻等の薬物依存者やその家族からの相談を受ける。
 - 依存症相談窓口（精神保健福祉センター） 086-201-0850
薬物依存・中毒者やその家族から治療等の専門的な相談を受ける。
 - ヤングテレホン・いじめ 110 番（岡山県警察少年サポートセンター） 086-231-3741
 - ヤングメール（岡山県警察少年サポートセンター） youngmail@pref.okayama.jp
少年問題に関する各種の相談を受ける。
 - 児童相談窓口（岡山県中央児童相談所 他） 086-235-4152 他
青少年の悩み、非行など各種の問題について、家庭その他からの相談を受ける。
 - 岡山県青少年総合相談センター
(県子ども・福祉部子ども家庭課、県教育庁人権教育・生徒指導課、県警本部少年課)
086-224-7110（総合相談窓口）
悩みや不安を抱える青少年やその保護者からの相談に対応し、必要に応じて適切な相談窓口や他の機関を紹介する。
[相談窓口]
総合相談窓口、教育相談、進路相談、ヤングテレホン・いじめ 110 番
 - おかやま法務少年支援センター「みしま心の相談室」（岡山少年鑑別所）
086-281-1112（「みしま心の相談室」専用電話）
非行・犯罪に関する問題について、少年・保護者などからの相談に応じるとともに、関係機関や団体への支援も行っている。

《上記関係機関》

- ◇ 相談事例研究や情報交換を目的とする連絡会議の開催等を通じて相談機関相互の一層の連携強化を図ることにより、相談者が違法薬物や市販薬乱用に至らないよう、相談者のつらい気持ちに寄り添った支援を行う。
- ◇ 青少年向けの雑誌やポスター等の媒体により相談窓口を周知し、その利用を呼びかける。

《関係機関》

- ・薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止
- ・水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
- ・国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

① 暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売対策の推進

(1) 薬物犯罪組織の壊滅を図るため、関係機関が緊密な情報交換を行い連携した取締を推進する。

- ◇ 薬物犯罪が広域化、複雑化している現状に鑑み、関係機関との情報交換、連携により強力な捜査体制を構築する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 関係機関との連携強化を図るために、情報交換会の開催、コントロールド・デリバリー訓練等の合同訓練を実施する。

《各関係取締機関》

- ◇ 神戸税関密輸出入取締対策岡山地区協議会を開催し、関係機関との協力体制を一層充実させる。

《水島・岡山空港税関支署》

(2) 薬物犯罪を根絶させるため、薬物の押収や薬物犯罪組織の末端構成員及び組織の中枢に位置する者を徹底検挙する。

- ◇ 業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条に該当する事犯の摘発に努める。

《県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 関係機関による合同・共同捜査を積極的に展開し、コントロールド・デリバリー等の捜査手法を有効に活用して、組織の実態解明と壊滅に全力を注ぐ。

《県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部、水島・岡山空港税関支署》

- ◇ 捜査を効果的に推進するため、新たな捜査手法を駆使し、中枢幹部を含む関係者多数を検挙して、組織の壊滅に努める。

《県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部》

(3) 外国人犯罪組織に対する捜査手法を確立する。

- ◇ 証拠収集等におけるきめ細かい捜査を実施し、外国人密輸組織の実態解明を行う。

- ◇ 暴力団密売組織と外国人密輸組織の連携動向について情報収集を強化し、結節点の解明に努めるとともに、関連事件の検挙を推進する。

《県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 通訳人の確保などにより積極的な捜査の推進を支える通訳体制を強化する。

《水島・玉野海上保安部》

- ◇ 海外の捜査機関等との情報交換や捜査協力のための体制を強化し、外国人犯罪組織の動向を把握しつつ密輸等の動きに迅速に対応していく。

《水島・岡山空港税関支署、水島・玉野海上保安部、中国四国厚生局麻薬取締部》

(4) 不法入国・不法滞在の外国人に対する取締りを強化し、薬物密売組織の拡大を未然に防止する。

- ◇ 不法就労外国人対策キャンペーン等の広報活動を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、薬物所持者等の入国防止に努める。
- ◇ 上陸審査体制の充実を図り、偽変造旅券を所持する外国人・不法就労等不正な入国目的を有する外国人の発見に努め、それらの者の入国を阻止する。
- ◇ 国民の生命と安全を向上させるため、上陸審査時における外国人の個人識別情報（指紋・顔写真）の提供を受け、当該顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施することにより、引き続きテロリスト等の入国を未然に防止するよう努める。
- ◇ 法務省関係機関や警察との連絡を密にして、薬物関係法違反者の情報収集に努める。
- ◇ 平成24年7月9日に施行された在留管理制度により、在留カードを所持しない不法滞在外国人や偽装滞在外国人の情報収集等に努める。

《広島出入国在留管理局岡山出張所》

- ◇ 上陸禁止船員に対する監視体制を強化する。

《水島・玉野海上保安部》

② 薬物犯罪収益対策の推進

不法収益を的確にはく奪することにより、組織の資金源を断つ。

- ◇ 麻薬特例法を積極的に活用し不法収益を徹底的に剥奪する。
《県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ 追跡捜査と分析体制を強化することにより、金融機関において取り扱われた資金から不法収益を発見し、剥奪する。
《県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部》

③ 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

(1) 新しい情報通信手段の性質に応じた対策を講じる。

- ◇ スマートフォン、インターネット等を利用した密売や不正情報の流通について、ネットワーク上の監視体制を強化して、早期発見に努める。
- ◇ コンピュータ・ネットワークを利用した薬物犯罪を徹底解明し、的確に処罰することを可能とするため、最新のコンピュータ技術を備えた捜査体制を整備する。
《県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ インターネット上の違法情報の提供を求める「サイバー事案に関する通報等のオンライン窓口」等を周知徹底し、幅広い通報体制を確立する。
《県警本部組織犯罪対策第二課・少年課・サイバー犯罪対策課》
- ◇ インターネットホットラインセンターからの通報に基づく薬物違法サイトの捜査を推進する。
《県警本部組織犯罪対策第二課》

④ 大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底

(1) 「薬物乱用は悪である」という規範意識を県民の共通のものとして、薬物の乱用を犯罪として厳しく取り締まる。

- ◇ 薬物乱用を拒絶する規範意識の低下傾向が見られることに鑑み、末端乱用者に対する取締りを強化し、薬物乱用根絶の規範意識の醸成に努めるとともに、不正薬物に対する需要を削減する。
- ◇ 薬物乱用者の家族等からの相談に対しては、優先して対応する。
《中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ 若年層を中心に大麻が拡大傾向にあることから、末端乱用者に対する取締りを強化する。
《県警本部組織犯罪対策第二課、水島・玉野海上保安部》

⑤ 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

(1) 危険ドラッグの乱用の拡がりに対し、社会全体の警戒感を高め、多様化する薬物への対応を強化する。

- ◇ 流通ルートの潜在化が懸念される危険ドラッグに係る販売情報の収集を強化し、医薬品医療機器法、麻薬及び向精神薬取締法、岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例等各種法令を適用した取締りを推進するとともに、危険ドラッグの危険性や有害性に関する効果的な広報・啓発活動を行う。
《県警本部組織犯罪対策第二課》
- ◆ 大麻に類似した成分等を含有する危険ドラッグ販売店が管内でも確認され、危険ドラッグの乱用拡大が懸念されることから、積極的な取締りを実施する。

- ◇ 「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」に基づき、知事指定薬物の指定を行うなど、関連法令等に基づき関係機関と連携を強化し、取締りを強化する。
《県保健医療部医薬安全課》
- ◇ 不正大麻・けし栽培の取締りを強化するとともに、自生けし等の早期発見・除去に努める。
《県保健医療部医薬安全課・各保健所》

⑥ 正規流通麻薬、向精神薬、濫用等のおそれのある医薬品等に対する監督強化

(1) 盗難等不正流通が見られる向精神薬等について、適正な管理の徹底を図る。

- ◇ 医療機関等麻薬取扱者等に対する立入検査を行い、麻薬等の不正流通防止に努めるとともに、麻薬の適正な流通を確保する。また、法令違反があった場合には厳正に対処する。
- ◇ 医療機関、薬局、卸売業等の取扱者に対して、盗難防止体制の強化を指導するとともに、管理マニュアル等の普及を図り、不正流通等の防止に努める。
- ◇ 医療用麻薬についても、在宅医療の推進等に配慮しつつ、取扱マニュアルを周知して、適正な管理の励行を図る。
- ◇ 盗難等発生時における速やかな届出について、関係者に対する指導を徹底するとともに、医療機関等の従事者に対して、関係法令を周知させるための指導を徹底する。
《中国四国厚生局麻薬取締部、県保健医療部医薬安全課・各保健所》

- ◇ 医療機関等による、医療用麻薬や向精神薬の管理等に関し、行政指導の範疇を超えた悪質な事例が散見されることから、取扱者に対する立入検査を強化し、監視指導を徹底することで、麻薬や向精神薬等の適正な流通を確保するとともに、法令違反があれば、厳正に対処する。

《中国四国厚生局麻薬取締部、県保健医療部医薬安全課》

(2) 濫用等のおそれのある医薬品等について適正な販売の徹底を図る。

- ◆ 薬局、店舗販売業者等に対して、濫用等のおそれのある医薬品等の適正な販売について、指導を徹底し、濫用目的の購入を防止する。

《県保健医療部医薬安全課・各保健所》

⑦ 密輸等に関する情報収集の強化

(1) 民間からの情報収集を強化する。

- ◇ 広く県民に対し密輸情報を得た際の海上保安庁緊急通報用番号（118）などの通報先を周知することにより、情報収集の強化を図る。

《水島・玉野海上保安部》

- ◇ 広く一般から密輸情報が得られるよう、税関密輸ダイヤル「密輸ダイヤル0120-461-961」のPRを強化する。

《水島・岡山空港税関支署》

- ◇ 国際貨物運送等に携わる荷役業者、船舶代理店、保税蔵置場の倉主、航空会社等から不審貨物・不審船舶・不審人物・不審車両等に係る情報を関係取締機関等に通報してもらう体制を維持・整備する。

《水島・岡山空港税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第二課》

- ◇ 漁協等から不審船舶・不審人物等に係る情報を関係取締機関等に通報してもらう体制を整備する。

《水島・岡山空港税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第二課》

(2) 国際的な情報収集を強化する。

- ◆ 外国捜査機関等との情報交換の一元的な窓口である関東信越厚生局麻薬取締部国際情報課等において、密輸動向及び外国犯罪組織に関する情報交換を行い、関係取締機関等に情報提供する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室等において、密輸動向などの情報交換等を行い、引き続き取締協力の強化を図る。

《水島・岡山空港税関支署》

(3) 原料物質の輸出入対策を充実する。

- ◆ ヘロインやMDMA等の麻薬の製造に使用される特定麻薬等原料の製造業者に対する立入検査を実施し販売先等を把握する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

◇ 薬物密造に関する国際動向の把握に努める。

《取締関係機関》

⑧ 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築

(1) 取締体制を整備する。

◇ 地方港、地方空港等の密輸リスクに対応し、関係機関が相互に協力し、水際取締体制を強化する。

《水島・岡山空港税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第二課》

◇ 洋上で薬物の受渡しが行われる可能性の高い海域、離島及び地方港周辺等に係る陸・海両面からの監視体制を強化するとともに、関係機関による共同取締りを積極的に実施する。

《水島税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部》

(2) 取締機器等を増強する。

◇ 航空機旅客の携帯品検査及び商業貨物検査等において、麻薬探知犬やX線検査装置等の検査機器の活用を図る。

《水島・岡山空港税関支署》

◇ 海港取締りに効果的な監視カメラ、ナイトスコープ等の資機材等について、所要の増強・配備を図る。

《水島・玉野海上保安部》

⑨ 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

(1) コントロールド・デリバリーを積極的に活用する。

◇ 国際郵便、商業貨物等に係る事犯について迅速・適切に対応するため、関係機関が相互に連携の上、コントロールド・デリバリー捜査を積極的に活用し、薬物密輸・密売ルートを解明して、その根絶を図る。

《水島・岡山空港税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部》

⑩ 国際的な人の往來の増加に向けた訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

◇ 各種広報媒体を活用し、訪日外国人に対して、規制薬物持ち込み防止のための広報・啓発を図るとともに、運航会社等に対して薬物持ち込み禁止に関する広報・啓発活動を依頼する。

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

◆ 厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課と連携して、我が国の薬物関係法令等に関する情報を厚生労働省等のホームページに掲載し、訪日外国人に対して注意喚起を図る。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

⑪ 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止

(1) 関係機関の連携により、密輸入に対する水際対策を強力に推進する。

◇ 水島・岡山空港税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部等関係機関の間で情報交換を活発に行い、連携を強化して、水際対策を推進する。

《水島・岡山空港税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第二課、中国四国厚生局麻薬取締部》

⑫ 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

- ◆ 外国捜査機関等との情報交換の一元的な窓口である関東信越厚生局麻薬取締部国際情報課等において、各国・地域における薬物乱用実態や取締法策について情報交換を行い、関係取締機関等に情報提供する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

⑬ 国際会議・国際枠組への積極的な参画

- ◇ 外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室等において、密輸動向などの情報交換等を行い、引き続き取締協力の強化を図る。

《水島・岡山空港税関支署》

- ◇ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間中（6月20日～7月19日）に、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが実施する国連支援募金活動に協力し、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体（NGO）の活動資金として国連を通じて支援する。

《県保健医療部医薬安全課、各保健所》

⑭ 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

- ◆ 外国捜査機関等との情報交換の一元的な窓口である関東信越厚生局麻薬取締部国際情報課等において我が国に密輸入される薬物の主要な仕出国・地域等の動向について情報交換を行い、関係取締機関等に情報提供する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

① 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

(1) 覚醒剤等の薬物中毒者に対する治療を充実させるため、医療提供体制を整備する。

◇ 依存症治療拠点機関である岡山県精神科医療センターを中心に、関係機関との連携強化に努め、薬物依存症者の治療・回復支援体制の構築を図る。

《県保健医療部健康推進課、岡山県精神科医療センター》

◇ 当事者に対する入院・外来・訪問治療支援を行う。

◇ 入院・外来治療プログラムとして、運動療法、ひといき（マインドフルネスプログラム：集団・個別）、STEM・ポケットトーチ（ともにMatrix Modelを参考：集団・個別）を行う。

《岡山県精神科医療センター》

(2) 薬物依存、中毒性精神病の研究推進と情報提供を推進する。

◇ 保護観察の付かない執行猶予を受けた初犯者やその家族に重点をおいて、認知行動療法をモデルとしたワークブックによる独自学習と面談等による生活改善指導を行い、薬物依存からの離脱、社会復帰を支援する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

◇ 薬物依存から離脱できるよう、各関係機関や専門家が協力して、迅速かつ効果的に対応するための調査・研究を行う。

《岡山県精神科医療センター》

② 刑事司法関係機関等が連携した社会復帰につなげる息の長い指導・支援の推進

(1) 矯正施設等における対応を充実する。

◇ 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者を対象に、薬物非行防止指導として、薬物の害と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないことを目的とした指導を行う。具体的には、認知行動療法を基礎とするワークブックを用いたグループワーク又は個別指導のほか、背景要因に焦点を当てた指導として家族問題指導やアサーションを中心とした対人トレーニング等、薬物使用に焦点を当てた指導としてアンガーマネジメントやマインドフルネス等の指導を行う。

◇ 対象となる在院者がいた場合、薬物防止指導の重点指導施設へ約3ヶ月間の移送しプログラムを実施する。

◇ 在院者の家族に対しては、面談等により薬物乱用を始めとする在院者の非行に関わる問題等に適切に対処する上で必要な指導、助言等を行う。

◇ 社会福祉士を中心として、出院後の精神科受診の継続や依存症回復施設等への橋渡しを行う。

◆ 岡山ダルクより職員を招聘し、薬物非行防止に関する在院者に対する講話やグループワーク及び職員研修等を行う。

《岡山少年院》

◇ 鑑別を通じて、薬物乱用に至った在所者の問題について分析し、社会復帰に向けた支援の指針を示す。

◇ 在所者に対して薬物乱用防止を啓発するVTRを視聴させるなどし、健全な育成のための支援を行う。

- ◇ 薬物乱用防止に関する青少年向けの書籍の充実を図る。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）では、昨年度に引き続き認知行動療法の考え方に基づいて法務省において企画・作成された教材「リカバリーポイント」を使用し、①薬物依存について理解を深める。②薬物使用のパターンに気付く。③再使用防止スキルを身につける。④回復に向けた具体的な計画を立てる。について段階的かつ効率的に学習を行う。
- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）では、昨年度に引き続き岡山ダルクに積極的に働きかけ、協力が得られるように配慮する。
- ◇ 平成25年度から稼働を始めた処遇カウンセラーによるカウンセリングをさらに充実強化し、指導効果の検証にも役立てるようにする。

《岡山刑務所》

- ◆ 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物事犯者やその家族等支援者を対象とし、再乱用防止支援員による再乱用防止プログラムを実施し、同対象者を指導・支援する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

(2) 保護観察所における対応を充実する。

- ◇ 薬物乱用防止指導を一層強化し、個々の状況や重症度に応じ、就労指導、家族援助等を行うことにより、再乱用の防止と生活の安定化を図る。
- ◇ 薬物乱用により保護観察中の者（仮釈放者、保護観察付執行猶予者を中心に）に対し、本人の同意を得て簡易薬物検出検査を実施し、断薬意志の助長と再犯の防止を図る。
- ◇ 薬物乱用によって服役し6月以上の仮釈放期間をもって仮釈放となった者及び規制薬物の違法な反復をする犯罪的傾向の強い保護観察付執行猶予者に対し、簡易薬物検出検査と再び覚醒剤等の違法な使用をしないようにするための具体的な方法を習得させることを主な内容とする薬物再乱用防止プログラムを実施し、再乱用防止を図る。
- ◇ 関係機関等に参加を求め、薬物依存からの回復のための地域支援連絡協議会を開催し、地域の関係機関等との連携強化を図る。
- ◇ 医療機関と連携して、薬物依存のある保護観察対象者に必要な医療が受けられるよう調整を行うほか、ケア会議を開催する。
- ◇ 薬物再乱用防止プログラムのステップアッププログラムを集団で行い、NA、ダルク、家族会、精神保健福祉センター、医療機関等の関係者の協力を得て、保護観察終了後も継続的な支援・治療に繋がるよう働きかけていく。
- ◇ 覚醒剤等事犯者に係る引受人懇談会を実施し、薬物依存症についての正しい知識や、当事者本人との接し方などについて理解を深めるとともに、家族等が関係機関に直接相談できるよう働き掛ける。
- ◇ 依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等に対し、岡山ダルクに委託し薬物依存回復訓練を実施する。
- ◇ 岡山市内に居住する保護観察対象者等に、岡山市こころの健康センターの相談支援と併せて、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部実施のVoice Bridges Project「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」の情報提供を行うことで、相談機関につながるよう働き掛ける。
- ◆ 令和6年10月から、遵守事項による薬物再乱用防止プログラムを義務づける仮釈放者を、現行の6月上から4月以上に拡大する。

《岡山保護観察所》

(3) 地域における相談業務を充実する。

- ◇ 戦略1：啓発関係 ④(3)で実施する内容について、各相談機関において、ホームページへの掲載、パンフレット・リーフレット等の配布により相談体制の周知を図る。
《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》
- ◇ 公的機関における相談窓口の利用を促進するために連絡先等の周知を図る。
《関係機関》
- ◇ 薬物乱用・依存に関する相談・援助業務のネットワークの整備を図り、関係機関相互の連携を確保する。
《県保健医療部健康推進課、精神保健福祉センター》
- ◇ 相談業務に従事する職員に対する研修を充実する。
- ◆ 市販薬乱用（オーバードーズ）の相談があれば、医療機関や保健所、市町村と連携して対応する。
《精神保健福祉センター・県保健医療部医薬安全課》
- ◇ 保護司の薬物乱用防止に向けた活動を支援し、人的資源の活用を図る。
《岡山保護観察所》
- ◇ おかやま法務少年支援センター「みしま心の相談室」において、刑務所・少年院から出所した者、その家族及びその支援者等からの相談に応じる。
《岡山少年鑑別所》
- ◇ 平成18年から刑務所等矯正施設の出所者等に対する就労支援事業を行っており、引き続き公共職業安定所（ハローワーク）における就労支援体制の充実に努める。
- ◇ 保護観察所や矯正施設と公共職業安定所（ハローワーク）の連携を強化し、出所者等に対する就労支援の更なる推進を図る。
《岡山労働局》
- ◇ 相談事例研究や情報交換を目的とする連絡会議の開催等を通じて相談機関相互の一層の連携強化を図ることにより、相談者が違法薬物や市販薬乱用に至らないよう、相談者のつらい気持ちに寄り添った支援を行う。
《関係機関》

③ 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

(1) 依存からの離脱のための組織の活動を支援する。

- ◇ 薬物依存・中毒者が依存からの離脱と社会復帰を目指して行う自発的な組織の活動に対して、社会全体としてこれを積極的に支援していく。
《岡山保護観察所、県保健医療部健康推進課・医薬安全課、岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター》
- ◇ 現在岡山で活動中の薬物依存者本人の自助グループへの支援を行う。
- ◇ 民間の薬物依存症の当事者が運営するリハビリテーション施設の援助、協力を行う。
《岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター》
- ◇ 毎週水曜日の午後、メッセージミーティングを岡山ダルクと協力し開催する。
- ◇ 当センター利用者の治療支援の一環として、岡山ダルクと連携する。
《岡山県精神科医療センター》
- ◇ 全国の薬物乱用問題に関する相談電話及び家族会、行政施設、回復支援施設の連絡先が記載された薬物再乱用防止パンフレット「相談してみませんか」を留置施設へ備え付けるなどして薬物事犯初犯者等に閲覧させ、希望者には配付する。
《県警本部組織犯罪対策第二課》

- ◇ 岡山ダルクの回復プログラムの実践活動等を支援する。

《県保健医療部健康推進課》

(2) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実を図る。

- ◇ 随時、薬物依存症者を抱える家族に対して専門相談システムを継続し、対応策について相談を受けていく。
- ◇ 家族プログラム（ひだまりの会）、個別家族相談を実施する。
- ◆ 岡山薬物依存症家族会（ぴあの会）、ナラノンなども紹介する。
- ◆ 岡山保護観察所主催引受人懇談会への講師派遣や、つながった家族への支援を継続する。
《岡山県精神科医療センター》
- ◇ 全国の薬物乱用問題に関する相談電話及び家族会、行政施設、回復支援施設の連絡先が記載された薬物再乱用防止パンフレット「相談してみませんか」を薬物乱用者の家族等に閲覧させ、希望者に配付する。
《県警本部組織犯罪対策第二課》
- ◇ 面会人待合室に、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課発行の「ご家族の薬物問題でお困りのへ」を設置し、自由に持ち帰ることができるようにする。
《岡山刑務所》
- ◇ 薬物依存症等を抱える家族や友人による自助グループナラノンへの支援(会場提供)を行う。
《精神保健福祉センター》
- ◇ おかやま法務少年支援センター「みしま心の相談室」において、薬物依存等の問題を抱える個人家族等からの相談に応じる。
《岡山少年鑑別所》
- ◇ 薬物乱用により受刑中の者の社会復帰を促進するため、引受人懇談会を実施し、家族などに断薬と更生への協力を求めていく。
《岡山保護観察所》
- ◇ 岡山家族会ぴあの勉強会、わかちあい等の活動を支援する。

《県保健医療部健康推進課》

(3) 薬物乱用者を対象とした「薬物非行防止指導」を充実強化する。

- ◇ 効果的な処遇につなげるため、薬物乱用に至った在所者の問題についてのアセスメントを充実させる。
- ◇ 矯正局作成の「薬物乱用防止ワークブック」など活用し、相談者への支援を充実させる。

《岡山少年鑑別所》

(4) 薬物事犯で保護観察に付された少年等に対し、薬物に対する正しい知識をかん養する。

- ◇ 薬害教育を充実させ、生活状況や家族関係の調整をするとともに、再乱用を防止するための個別指導の強化を図る。
- ◇ 薬物乱用で少年院入所中の対象者の引受人に対し、保護観察所で実施する薬物再乱用防止プログラム及び簡易薬物検出検査について説明し、仮退院中のプログラムと検査の実施について理解と協力を求める。
- ◇ 医療機関や薬物依存者のための自助グループなど民間組織を含めた関係機関等との連携を深め、薬物乱用防止の指導の充実を図る。
- ◇ 薬物乱用により保護観察中の18歳以上の対象者に対し、薬物再乱用防止プログラムを実施する。
- ◇ 岡山県地域支援連絡協議会を開催し、薬物依存症者の治療・支援等を行う岡山県内の関係機関等と薬物依

存症に関する地域課題を共有するとともに、協働してその課題の対応方法等を検討する。

《岡山保護観察所》

- ◆ 岡山保護観察所と連携し、つながった対象者へ必要な治療支援を行う。

《岡山県精神科医療センター》

(5) シンナー等の薬物から覚醒剤乱用への移行を防止する。

- ◇ シンナー等関係業者に対する指導を強化するとともに、シンナー等の知情販売等悪質業者に対する取締りを徹底する。

《県子ども・福祉部子ども家庭課、県保健医療部医薬安全課、各保健所、県警本部少年課》

(6) 民間団体等との連携強化を図る。

- ◇ おかやま法務少年支援センター「みしま心の相談室」における相談等を行う中で、薬物依存等の問題を抱える個人やその家族等を支援している関係機関と連携を図る。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ 鳥取ダルク及び岡山ダルク等近隣ダルクとの間での情報交換を密にして、善隣関係の維持・発展を図る。
- ◇ 在所中薬物依存離脱指導を受講した者については、その受講結果を、仮釈放審査を行う中国地方更生保護委員会や、当該受講者が仮釈放となった場合に、保護観察を実施することとなる保護観察所に関係書類とともに引継ぎ、社会内処遇への円滑な移行を図る。

《岡山刑務所》

- ◇ 岡山ダルク及び家族会びあからの派遣を受け、引受人懇談会を実施する。
- ◇ 岡山ダルクからの派遣を受け、薬物再乱用防止プログラムのステップアッププログラム集団処遇を実施する。
- ◇ 家族会びあ、岡山ダルク等民間団体との個別協議を行う。

《岡山保護観察所》

- ◇ 岡山ダルクとの連携を継続する。

《岡山県精神科医療センター》

④ 薬物依存症に関する正しい理解の促進

- ◇ 一般県民を対象とした資料展示等の実施により、普及啓発を図る。

《精神保健福祉センター》

- ◇ 依存症治療支援に携わる全国の関連機関を対象に、研修会を開催する。

《岡山県精神科医療センター》

⑤ 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

- ◇ 国立精神・神経センター等が実施する薬物乱用・依存に関する意識・実態調査等の推進に協力する。

《県保健医療部医薬安全課》

- ◇ 各種臨床研究に協力する。

《岡山県精神科医療センター》